

「老君說一百八十戒序」の成立について

前田繁樹

「老君說一百八十戒」（以後「百八十戒」と略す）は、唐の張萬福撰『傳授三洞經戒法鑑略說』に「此男女官正一道士所受」と云い、また、朱法滿の『要脩科儀戒律鈔』もこれを載せて「本爲盟威等說」と云い、やはり「正一道士」の奉行すべき戒と見ており、さらに『洞玄靈寶三洞奉道科誠營始』によれば、正一派道士の受ける最高位の戒ともなされている。以上よりすれば「百八十戒」は唐代に於いて普通に、正一派道士の受ける戒として扱われていたことが知られる。

一方、成玄英の『道德經開題序訣義疏』には「赧王時、（老君）授千室太平經并百八十戒、治國治身循養要訣」と云い、また法琳の『辯正論』にも「臧競諸操等老義例云」として、これと同様の記載が見られる。これ等によれば、唐初に於いて「百八十戒」は、『太平經』と共に東周末赧王時に、

老君から干吉へと傳授されたものと見做されていたようで、當時、兩書が近しい關係にあったこと、或いは並び行われていたことが想像される。このことは、隋代の寫本とされる敦煌本『太平部卷第二』の「前文」や、『道教義樞』の「七部義⁽⁸⁾」等に、「老君說一百八十戒序」（以下「百八十戒序」と略す）が引かれて、『太平經』の由來を語る資料として用いられていることからも認められよう。

このように、『太平經』との關係に於いて、また正一派の重要な戒として注目されるべき「百八十戒」とその序なのであるが、從來あまり論じられていないようで、僅かに吉岡義豊博士による論及があつて、北周の甄鸞の『笑道論』に言及のあることを根據として、梁陳の間の成立とされている程度に止まるようである。⁽¹⁰⁾

「老君說一百八十戒序」の成立について（前田）

本稿は特に「百八十戒序」の成立について、若干の考察を試みるものであつて、初めにその現行諸本を校合して稿本を掲示し、次いでその成書の事情について検討を加えることとする。

紙幅の關係上、ここでは「百八十戒」自體について多く論及することはできないが、當面の推論として、「百八十戒」は、早く五世紀中期の頃、當時の天師道改革派によつて提示されたものと見ておきたい。しかしながらその「百八十戒序」は、内容的に陳代以降を待たねばならない記載を含んでおり、恐らくは、後世に書き改められ、さらには書き加えられたのであろうとするものである。

—

「百八十戒序」には現在、管見の及ぶ所では、四種の傳本が見受けられる。まず『太上老君經律』所收本⁽¹¹⁾（これをA本とする）、『雲笈七籤』所收(B)本が挙げられる。兩本は完本であり、殆ど差異も見られない。次に敦煌文獻に「百八十戒序」の前半部分に相當する斷卷(C)が殘されており、これは先の二本よりも古い體裁を保持しているようで、化胡の場面の記述等はより詳細である。とはいへ、他の部分につい

ていれば、語句に若干の異同はあるものの、先の二本ともさしたる違ひはなく、系統を同じくすると考えて差支えないようで、逆に二本の出自を保證するものとも考えられる。最後に、これはまだ注目されていないようであるが、『要脩科儀戒律鈔』所引(D)本が存しており、「百八十戒序」としては後半部分のみであるが、敦煌本と並んで、やはり古體を止め傳本と言えよう。前半部分のみを殘している敦煌本とは、五十字程が重なるのみであるが、この部分を先の二本と比較するに、このC・D二本はより近しい關係にあるようと思われる。さらにはこれにも他には見られない文を含んでおり、或いは朱法滿の増補かとも思われるが、貴重な佚文と考えられなくないので、ここでは採録することとした。

概觀するに、以下に施した段落の表示に従うなら、III節はC本のみに、VII節はD本のみに、X節はA本のみに各々見られる節であり、また、上述の如くC本は、I節が部分的に不明瞭な外は、VII節の前半までを存して以下を缺佚しており、一方のD本は、そのVII節からの後半を存している。最後に「百八十戒」の「後文」を附したが、これはA・B・D本の全てが表現を異にしている。

「百八十戒」自體は、長文に亘ることもあって、上述の如くここでは扱えないが、校合の結果だけを述べれば、D本のみ戒文の配列を異にし、表現もやや抄約されてはいるが、对照させてみると、九割程はほぼ合致することが判明したこと

を、申し添えておきたい。

老君說一百八十戒序¹

I 昔周之末、赧王之時、始出²太平之道・太清之教。³老子⁴至⁵鄉⁶，授⁷道與干君。干君受⁸道法、遂以得⁹道、拜爲¹⁰真人、又傳¹¹太平經一百七十卷¹²部。

II 後帛君篤¹³病、從¹⁴干君¹⁵授¹⁶道護¹⁷病、病得¹⁸除差、遂復得¹⁹道、拜爲²⁰神人²¹。今鄉²²有²³大木蘭樹²⁴、千帛²⁵二君所²⁶治處也。

「老君說一百八十戒序」の成立について（前田）

III 幽王時、老子²⁷西入、開²⁸教胡國、授²⁹佛道。佛爲³⁰胡語耳。漢言曰³¹道也。同是一匹之化³²矣、脩³³佛道、亦得³⁴長生、其道隋³⁵靜。

IV 教胡、還當入³⁶漢中、過³⁷鄉³⁸。鄉³⁹干君得⁴⁰見、老子⁴¹乃責⁴²數千君⁴³曰、吾前授⁴⁴汝、助⁴⁵國救命、憂念萬民。拜署⁴⁶男女祭酒、廣⁴⁷化愚人、分布弟子、使⁴⁸上感天心、下動⁴⁹地祇⁵⁰、當⁵¹令⁵²王者歡⁵³心。而自頃以來、吾遙從⁵⁴千萬億里⁵⁵視⁵⁶之、諸男女祭酒、託⁵⁷老子位、貪⁵⁸財好⁵⁹色、擅⁶⁰己自用、更相是非、各謂⁶¹我心正、言⁶²彼非⁶³真。利⁶⁴於供養、欲⁶⁵入奉⁶⁶己、憎惡同⁶⁷道、妬⁶⁸賢嫉⁶⁹才、驕恣自大、禁⁷⁰止百姓、當⁷¹來⁷²從我、我道最正、彼非⁷³真也。皆不⁷⁴當爾、故來相語。

V 千吉稽首、再拜伏⁷⁵地、叩⁷⁶頭百下、唯唯告曰、太上從⁷⁷今日已去、不⁷⁸知⁷⁹當⁸⁰何由去、諸男女祭酒之重罪、令⁸¹祭酒輩生活、既蒙道祐、可⁸²得⁸³昇仙、壽終之後、不⁸⁴入⁸⁵九地之下、地獄之罪。非⁸⁶但祭酒、祭酒復染⁸⁷誤萬民、萬民無⁸⁸知法、則祭酒之罪、臣之過咎、實在⁸⁹於臣⁹⁰也。唯願太上赦既往之罪失⁹¹、察⁹²臣脩⁹³將來之善⁹⁴耳。臣千室死罪、死罪。

VI 老子⁹⁵曰、可、正安⁹⁶意定⁹⁷坐⁹⁸。吾恐⁹⁹大道遂壞、萬民喪¹⁰⁰命。一兩祭酒、死入¹⁰¹九地之下、不足¹⁰²痛也。吾但念¹⁰³萬民

痛耳。汝善聽。善聽著心中。³⁴當爲後世萬民³⁵作法、則

勑諸男女祭酒、令^丙改^三往行、從^ニ今之善。³⁶

VII 老君曰、人生雖^ニ有壽萬年、不持戒律、與老樹久石³⁸何異。寧一日持戒、爲道德之人而死、不犯惡而生。

⁴⁰ 持戒、而上補天官、尸解昇仙。世人雖爲王公之位、死有重罪、無益魂神、魂神受罪耳。祭酒明奉^ニ行之。⁴³

VIII 持戒之時、弟子沐浴、勿食五味五辛、改衣服。弟子當下執禮師教、伏地聽^ニ受禁戒^よ。禁戒受已、當下寫^ニ通、

諷誦奉^ニ行之。⁴⁵

X 乃曰、諸賢各明聽。天下萬物、無有長存。人生有死、物成有敗、日出則沒、月滿則虧。從古至今、誰能長存者。唯道德可久耳。今月亦善、今日亦善、今時亦善、諸賢亦善、師宗亦善、弟子亦善。萬神備具、吏兵皆到。今吾以諸賢⁵²、故念萬民之命。故以弟子善心、故授^ニ禁戒重律⁵⁵。

XI 老君曰、人生雖^ニ有壽萬年、不持戒律、與瓦石何異。寧一旦持戒、終身爲道德之人而死、不犯惡而生。

持戒而死、滅度練形、上備天官、尸解昇仙。世人不持戒律、死有重罪、無益魂神。善男善女、明奉^ニ行之。⁵⁶

XII 諸諾當三讚^ニ之。然後說戒、戒曰、云々。

(以下、一百八十戒、全略)

XII 右、長存要律百八十戒⁶⁰

⁶¹ 老君告弟子曰、往古諸仙賢聖、皆從^ニ一百八十戒⁶²得道。道本無形、從^レ師得成。道不可^レ度、師不可^レ輕。弟子稽首再拜、受^レ命而退。⁶⁶

校勘記

1 Cは「老君說□□八……」と讀めるが、以下缺落。A・Bにより補う。Bは「敍」に作るが、Aにより「序」とする。

2 Cは「始出太□□□□□教」の六字分を缺落。A・Bにより補う。

3 Cは表題に「老君」と云うにもかかわらず、33以外は「老子」に作る。A・Bは「老君」に作る。

4 Cは「……干君。□□□□□以得道」の六字を缺落。A・Bにより補う。

5 Cは「拜爲眞□□太平經一百□□甲乙十部」とある。A

Bにより補い、また改訂。

7	A・Bは「眞人」を作る。
8	A・Bは「大」を缺く。
9	注3参照。
10	以上、「西入」以下は、Cにのみ存する。A・Bは「老君教 胡」(V節冒頭)を作る。
11	A・Bは「鄉那」を缺く。
12	注3参照。
13	A・Bは「老君謂干君曰」を作る。
14	A・Bは「助人」を作る。
15	A・Bは「觀」を作る。
16	A・Bは「託老君尊位」を作る。
17	Cは「利於□養□人奉己」とある。A・Bにより補う。
18	Cは「財」を作るが、A・Bにより改訂。
19	Cは「于室」を作る。A・Bにより改訂。本稿注(5)参照。
20	Cは「告曰」を缺く。A・Bにより増補。
21	Cは「智」を作るが、A・Bにより改訂。
22	Bは「空活」を作る。
23	A・Bは「不入九地、下牢之苦」を作る。
24	A・Bは「非但祭酒、復其萬民」を作る。
25	A・Bは「己」を作る。
26	A・Bは「既往之失」を作る。
27	A・Bは「署」を作る。
28	注19参照。
29	注3参照。
30	Cは「可正正安意定座」を作るが、A・Bにより、上の「正」 を行字と見做して削除し、「座」を「坐」に改訂。
31	A・Bは「澆季」を作る。
32	A・Bは「二」を作る。
33	A・Bは「幽」を作る。
34	A・Bは「汝當善聽、記錄心中」を作る。
35	A・Bは「萬民」を缺く。
36	Cはこのみ「老君」を作る。注3参照。
37	A・Bは「……者、若不持戒律」を作る。
38	A・Bは「朽」を作る。
39	Dは「爲道」のみ。
40	A・Bは「而死……持戒」を缺く。
41	A・Bは「而死補天官」を作り、Dは「而死上補天官」に作 る。
42	A・Bは「雖……位」を缺く。Cは「世人雖□□□」とあつ て、以下缺佚。Dにより補正。
43	Dに「耳」はないが、A・Bにより増補。
44	Dは「正一道士、明而奉行」を作るが、A・Bにより改訂。
45	VII節はDにのみ見られる。
46	Dは「師曰」を作るが、A・Bにより改訂。

「老君說一百八十戒序」の成立について（前田）

65 66 A・Bは「諸祭酒」を作る。Aは「受命矣」を作る。Bによつた。

A・Bは「民」を作る。
A・Bは「缺」を作る。

Dは「日」「月」の順に作るが、A・Bにより改訂。

A・Bは「師甲」を作る。

Dは「故今以萬民惜命」を作るが、A・Bにより改訂。

A・Bは「故……心」を缺く。

Dは「今以老君 故以教諸賢者」を作るが、A・Bにより改訂。

A・Bは「教授王甲 禁戒重律」を作る。

Dは「故今以萬民惜命」を作るが、A・Bにより改訂。

A・Bは「故……心」を缺く。

Dは「今以老君 故以教諸賢者」を作るが、A・Bにより改訂。

A・Bは「教授王甲 禁戒重律」を作る。

X節を襲うものであり、全て衍文と見做せなくもないが、あ
り得べき反復と見て採ることとした。

A・Bは「諾諾」を缺く。

Bは「當三遍讀之」を作る。Aはこれを缺く。

Bは「然後說戒曰」を作り、Aは唯「戒曰」とのみ作る。

Aにのみこれを載せる。

Cは「老君語子吉曰」を作るが、A・Bにより改訂。本稿注
(5) 参照。

A・Bは「往昔諸賢仙聖」を作る。

A・Dは「百八十戒」を作るが、Bにより増補。

Dは以上で終了。

Bは「可師度師」を作る。Aによつた。

「百八十戒序」について検討する前に、先ず「百八十戒」
自體の成立年代について若干觸れておくこととしたい。

上述のように、吉岡博士は「百八十戒」への言及初例として、北周の『笑道論』の記載に注目している。しかしそれは、實はもう少し遡り得るようであり、劉宋の陸脩靜の著と目される『陸先生道門科畧』には次のような記載が見られるのである。⁽¹⁵⁾

夫受道之人、内執戒律、外持威儀、依科避禁、遵承教令。故經云、道士不受老君百八十戒。其身無德、則非道士、不得當百姓拜、不可以收治鬼神。其既闇濁、不知道德尊重、則舉止輕脫、賤慢法術也。

ただしこの一節はやや細字であり、これに先行する文「身無戒律、不順教令、越科破禁、輕道賤法」の注であるよう
で、これが自注であるのか、後人の手に成るものであるのか
は俄には判定し難い。そこで陸脩靜に關係すると思われる諸書を調べてみると、管見の及んだ限りに於いては僅かに一
例、古靈寶經の中でも天師道等の他の道流とも密接な關係を

有していると見られる、所謂「仙公所受」の靈寶經典の一『太極真人敷靈寶齋戒威儀諸經要訣』に次のように見える。

太極真人曰、夫祭酒當奉行老君百八十戒、此可言祭酒也。故曰、不受大戒、不得當百姓及弟子禮拜也。受此戒者、心念奉行、今爲祭酒之人矣。祭酒當斷念捨象惡、推行戒法、當如是也。黃老道妙檢種人之法、非不眞者所參、萬中有一多矣。

この書は大淵忍爾博士によれば、宋文明撰『通門論』卷下に擬定される敦煌資料所載の「靈寶經目」に「太極真人敷靈寶文齋戒威儀諸要解經訣下一卷」とある書に相當するものと見られる。この經目は、陸脩靜によつて劉宋明帝の泰始七年（四七一）に編纂された『三洞經書目錄』に基づくもののようである。これに著錄する靈寶經典の成立年代については小林正美氏に論があり、特にこの「仙公系」靈寶經の述作年代については、元嘉七、八年（四三〇—一）頃から始まり、右の目錄までの間であろうと見られている。「百八十戒」は、ここに言及されている以上は、この年代以前のものと一應確認できるであろう。⁽²⁰⁾

この場合「百八十戒」は、陸脩靜の業績には先行するのかもしれないが、寇謙之が北魏の神瑞二年（四一五）に太上老

君より授けられたという「雲中音誦新科之誠」⁽²¹⁾二十卷の抄本と見られる『老君音誦誠經』と比較しても、語法等、特に關連性も見られないようで、現時點では寇謙之とも結びつけることはできない。ここでは取り敢えず、老君を尊奉するところの天師道流の手に成るものとだけ見ておくこととする。

道教に於ける纏まつた形での戒律は、主として五世紀前半頃に展開された、天師道を基盤とした一連の改革運動の中で整備され顯在化したものと考えられるが、その背景として、やはり佛教の律藏の漢譯があつたことは、重大な要因の一つであつたと見なければなるまい。その中で姚秦の弘治十二年から十四年（四一〇—二）にかけて、佛陀耶舍等によつて譯出された『四分律』には、比丘戒二百五十條が存しております。内容としては、必ずしもこれと關わるとは言い難いものではあるが、この場合、比丘に相當するであろう祭酒の受ける戒として、或いは「百八十戒」は、この比丘戒の影響下に成立をみたのであるかもしれない。

なお、一百八十を數える戒は、他に『太上洞玄靈寶三元品戒功德輕重經』に「三元品戒罪目」として掲げる一百八十條戒が存している。この書も古靈寶經の一であり、やはり劉

八十戒」と對照すると、表現は異にしているが、類似する内容を含んでおり、何らかの關連の存することは確實と思われる。この戒も單に「百八十戒」と呼ばれて、靈寶經中でしばしば言及されているが、この「三元品戒罪目」は元始天尊の所說なのであり、上述の二書に「老君百八十戒」等と、「老君」を冠して言及しているのは、これとの區別のためかと思われる。しかしながら、その孰れが先行するのかは未詳であり、後考を俟ちたい。⁽²⁶⁾

詳細な事情について、今は明らかにすることはできないが、孰れにせよ「百八十戒」は、五世紀中頃には既に存していたということのみを確認して、ここでは論を進めることする。

三

凡そ戒には、その傳授に際しての儀軌等に關する何等かの規約が附載されているのが通例であり、戒のみの成立や通行は一般的には考え難い。この「百八十戒」の場合も、その成立の當初から何等かの序を伴っていたと考えるのが自然であろう。

では、現行の「百八十戒序」もやはり、五世紀中期頃の成

書と見てよいのであろうか。以下はこの點に留意しつつ、「百八十戒序」の内容検討を試みることとする。

前節では、この「百八十戒」の成立を五世紀前半の一連の天師道改進運動の展開の所産と見做した。當時の天師道の様相を示す資料としては、劉宋時の成立と見られる『三天內解經』⁽²⁷⁾、また五世紀前半頃には存していたと見られる『正一法文天師教戒科經』等が挙げられよう。この二書は、天師道改革を企圖する點では共通するものであるが、若干その立場を異にしているようで、「百八十戒序」はとりわけ後者と近しい關係にあるようである。端的には、共に現狀の祭酒の墮落と放縱を、老子の名に於いて激しく非難するというもので、「百八十戒序」の場合は、そうした祭酒を律するために、新たに「百八十戒」が傳えられるという設定がなされている。こうした内容は、同時にこの書の成立の時代を物語るのである。この時點では、「百八十戒序」の五世紀中頃の成書を疑う材料は見受けられないようである。

さて、「百八十戒序」の冒頭には、東周末祖王時に老君が干吉へ、まず「太平經一百七十卷甲乙十部」を受けたとの記事が見える。このことは『三天內解經』卷上に「至周幽王時、老子……尹喜共西入罽賓國、……太上於瑤那、以太平道

經付干吉、……至漢世⁽²⁹⁾」と見え、その授與の時期の東周末である。あらうことなどが想像されるのと同様の記載であることが知れよう。これは、唐初の『三洞珠囊』に「化胡經云」として「幽王時出爲帝王師、號曰天老、後稱老子、……後與尹喜至西國、……後還中國、作太平經⁽³⁰⁾」とあるのに相應し、六朝時代に普通行われたといいう老子の幽王時出關說をとる老君傳に則つたものと言えよう。⁽³¹⁾しかし、「百八十戒序」の續く一節(Ⅲ)には、全く理解に苦しむ記事が存しているのである。

この赧王の後に「幽王時、老子……教胡、還當入漢中、過鄉鄧。鄉鄧干君得見、老子乃責數干君曰、吾前授汝、助國救命、憂念萬民、……」と云い、以下、「前」の赧王時に國家と萬民のため、干君に『太平經』を託したにもかかわらず、その教えの波及せず、祭酒も恣意に振舞つてることについて老子は干吉を叱責し、さらにこれを律するために、件の「百八十戒」を授けるという記載が續くのであるが、これよりすれば、干吉は東周末赧王時に『太平經』を得、その後、西周末幽王時に「百八十戒」を授けられたと見なければならぬ。たとえ超歴史的な所傳であるにせよ、これは到底容認し得ない錯誤と言うべきであろう。

ここで注目されるのは、『正一法文天師教戒科經』の記載「老君說一百八十戒序」の成立について（前田）

である。ここでは「周之末世、……（道）於鄉鄧以授于君太平之道。……後道氣當布四海、轉生西關、……道復作五千文、付關令尹喜、……西入胡」と云い、干吉への「太平之道」（この場合、恐らく『太平經』を謂うのである）の傳授が、出關化胡の以前であることを示している。この「周之末世」はこの場合、西周末幽王時のようにある。

思うに、『太平經』の傳授については當初、漠然と「周之末世」とする説があつたのではないか。干吉はもとより後漢末の人であるが、傳授者を老子とする説が生ずるに際して、こうした時代設定がなされたのである。ところが、それを具體的に述べるに當つて、西周末・東周末の兩説を生ずることとなつたと考えられる。「百八十戒」の傳授については、右の三書は觸れていないから、「百八十戒序」の後出であることは確實であるとして、今この錯誤について敢えて推測するならば、恐らく「百八十戒序」は『正一法文天師教戒科經』に依頼して書かれたのであり、これに「周之末」とあるのを東周末赧王時と見做す一方、老子出關の時期については、その當時一般化していた幽王時説を記した、ということなのではなかろうか。

さらに『太平經』に着目してみれば、その體裁について、

右の三書は何等觸れるところがなかつた。しかし「百八十戒序」に於いては、「甲乙十部一百七十卷」と明記されているのである。この體裁は、ではいつ頃からのものなのであろうか。

『太平經』が「一百七十卷」であつたことは、『後漢書』卷三〇下襄楷傳に見え、また『牟子理惑論³⁴』にも明記がある。しかしそれが「甲乙十部」という十干で分割する體裁である。あつたとする點について、五世紀前半までにこれを示す資料は見當らない。その初出の例は、現在、隋の『太平部卷第二』に含む「太平經目錄」にまで下ることとなる。この書については吉岡博士に論があり、この目錄に見える『太平經』は、陳の宣帝時に周智響なる道士によつて再出されたものと見られる。³⁵これに従えば、「甲乙十部一百七十卷」なる體裁は、陳の宣帝時を待たねばならないはずで、現行の「百八十戒序」の成書をも五世紀中頃に想定することは困難となろう。

ここで「百八十戒序」の構成について、若干の考察を加えれば、そのI—VII節に於いては、老子と干吉の關係で語られているのであるが、以下、D本の後文を除いては（校勘記61）、干吉は全く登場せず、特に例示するならば、老子はX節では「諸賢各明聽」と呼びかけ、「今吾以諸賢」と云つて、干吉

にではなく複數の「諸賢」に向かつて發語しているのである。I—VI節の連續から見れば、これ等は「干吉」もしくは「汝」と表記されてるべきであろう。「百八十戒序」はどうやら後世に書き加えがなされたようである。『太平部卷第二』の「前文」には、現行の「百八十戒序」の冒頭に該當する引文が見られるため、改作の時期は一應、陳隋の際とみられる。

その改作の箇所なのであるが、老子と干吉との關係に於いて述べられ、一部對話をも含む部分、I—VI節がそれであると思われる。さらに臆見を披露するならば、I・IIが増補、IV—VIが改作と見られ、VII以下は恐らく、「百八十戒」のもとより「老君說」であることからすれば、老君の獨白であつたはずで、ほぼ元來の「百八十戒序」の記載と見做すことができるであろう。

四

「百八十戒序」は、いつたい何故に改作されたのであろうか。管見によれば、それは陳代に周智響か、彼に關わる道流に於いて、『太平經』と關係付けるために改作されたのであらうと考えられる。

『太平經』の再出は、梁初に陶弘景の弟子の桓法闡によつて、まずその「復元」が試みられ、陳の宣帝の時に至つて、周智響により、現在『太平部卷第二』の目録に見られるような『太平經』が實現されたと考えられるようである。しかしながら、桓法闡と周智響との關係は未詳であり、周智響の道流についても從來あまり注意されていないようであるが、但し、周智響が、臧矜なる道士に師事していたことについては、夙に指摘されているところである。⁽³⁸⁾ 砂山稔氏によれば、臧矜は太玄派に屬する道士であつたらしく、また陳國符氏によれば、弟子の周智響と同様、陳の宣帝の好遇を得たようで、梁陳にかけて活躍し、また、茅山派の王遠知の師でもあつたということは、この場合特筆に値しよう。⁽³⁹⁾

ここで注目されるのは、法琳の『辯正論』に「唯臧競・諸操等老義例云」として「娘王之世、千室以疾病致感老君、授百八十戒并太平經一百七十篇」と云つてゐることである。臧競とは臧矜、また諸操とは諸孫のことであるようで、その「老義例」とは彼等の『老子』注であるらしいが、右の文は改作後の「百八十戒序」の内容と同様であり、これよりすれば、周智響の師臧矜あたりから既に、兩書は關係付けられたこととなる。しかし「百八十戒序」の改作には『太平

經』の再出が不可缺であるはずで、そして再出は臧矜ではなく周智響の名に於いて行われている。⁽⁴⁰⁾ 改作はやはり、その後の作業となろう。こうした構想の案出は、或いは師であつたかも知れないが、改作者はやはり周智響であつたと思われる。そしてその時期は、恐らく『太平經』が再出された陳の宣帝時を大きくかけはなれるものではなかろう。先の「老義例」の述作も、これに相前後するものと考えられる。

最後に、何故「百八十戒」は『太平經』と關係付けられたのであらうか。

考えられるとすれば、周の末に老子より傳授されたといわれる「由緒正しい」來歴を誇る『太平經』の再出を契機として、「百八十戒」もその權威を襲い、その宣揚を企圖したのであろうことが想像される。孰れにせよ、「百八十戒」もまた「來歴」を得たのであり、再出の『太平經』を當時の道教諸關係中に位置付けるための一つの試みであつたのであらうと考えられる。

註

- (1) 道藏、第九九〇冊、卷上第一 b。
(2) 道藏、第二〇四冊、卷五第一四 a、第一四 b。なお、撰者

朱法満の傳は、南宋の陳保光撰『三洞羣仙錄』に見え（道藏、第九九四冊、卷一三第二〇a—第一一a）、「朱緒」字法満^{ムン}である。

(3) 道藏、第七六一冊、卷四第六b。

(4) Pelliot 2353.

(5) 「千室」・「千室」また「千吉」の本來「千吉」を作るべきである。福井康順博士『道教の基礎的研究』（一九五一）六三頁参照。

(6) 大正藏、五一、五二五頁c。

(7) Stein 4226. やの成書年代に依れば L. Giles, *Descriptive Catalogue of the Chinese Manuscripts from Tun-huang in the British Museum*, (London, 1957), p. 219 1-r. やは、六世紀末と見てよろ。

(8) 道藏、第七六二冊、卷二第九b。

(9) 大正藏、五一、一四九頁b。

(10) 「敦煌本太平經」（『道教と佛教』第一、一九六一）六九一七〇頁。

(11) 道藏、第五六二冊、第二a—第一一b。

(12) 道藏、第六八五冊、卷三九第一a—第一四b。

(13) p. 4731, p. 4562. 同一斷卷の二片を接合。なお大淵忍爾博士の『敦煌道經』圖錄篇（一九七九）六八五頁では、これを「八十戒序」と同定されてゐるが（目次も見よ）、同、目錄百八十戒序」と同定されてゐるが（目次も見よ）、同、目錄

篇（一九七八）三一一一四頁では、まだこれを「化胡經の殘卷」として扱われ、道藏本との對照による校記を載せておられない。しかし不鮮明箇所の解讀がなされており、参照すべきものである。一方、この序の書寫年代については、まだ誰も言及されていないようである。

(14) 注(2)前掲書、卷五第一四a—第一九a。

(15) 道藏、第七六一冊、第七b。

(16) 道藏、第二九五冊、第一七a。

(17) “On Ku Ling-pao-ching”, *Acta Asiatica* 27, pp. 34-44. (Tokyo, 1974) 『敦煌道經』目錄篇（一九七八）三一一一四頁、また三一六五—八頁参照。

(18) p. 2861-2, p. 2256, p. 3001.

(19) 「劉宋における靈寶經の形成」（『東洋文化』六一、一九八一）一三三頁。

(20) 現行本『太極真人敷靈寶齋戒威儀諸經要訣』に依れば、

大淵博士注（17）前掲 *Acta Asiatica* 所收論文五四頁、小林氏注（19）前掲論文一三〇頁、また Stephen R. Bokenkamp “Sources of the Ling-pao Scriptures”, p. 484. Mélanges Chinois et Bouddhiques, vol. XXI, *Tantric and Taoist Studies in Honor of R. A. Stein*, ed. by M. Strickmann. vol. II, (Bruxelles, 1983) 参照。大淵博士によれば現行本は、不完全な傳本のようである。

(21) 『魏書』卷一「四釋老志」。

(22) 道藏、第五六二册。

この書については、楊聯陞「老君音誦誠經校釋」(『歴史語言研究所集刊』二八、一九五六) 参照。

(23) 道戒については、楠山春樹博士「道教と儒教」(『道教』二、一九八三)、特に六五一九〇頁参照。

(24) 大正藏、二二、五六七頁以下。

その釋出年代については、平川彰博士「律藏の研究」(一九六〇)、一三四頁参照。

(25) 道藏、第二〇二册、第三二a—第三一a。

この書については、吉岡博士「中元孟蘭盆の道教的考察」(『道教と佛教』第二所收、一九七〇)、特に二七四一六頁參照。

(26) 一百八十なる數の由來は未詳である。「三元品戒罪目」の場合は、各々六十條ずつ三部に分割され、それなりに意味付けされているが、「老君說一百八十戒」にも適應することであるのか、また六十の數の由來等、さらに問題もあるため、後考を俟つこととしたい。

(27) 道藏、第八七六册。

この書の成立については、福井博士注(5)前掲書四一頁に論及されている。

(28) 道藏、第五六三册。

「老君說一百八十戒序」の成立について(前田)

以下にも引用する、この書中の「大道家令戒」については、これを三世紀中頃の成立とする説もある。陳世驥「想爾老子道經敦煌殘卷論證」(『清華學報』新一一二、一九五七)、大淵博士「老子想爾注の成立」(『岡山史學』一九、一九六七) 参照。ここでは、楊聯陞注(23)前掲論文(二九一三二頁)、また唐長孺「魏晉期間北方天師道的傳播」(『魏晉南北朝史拾遺』一二三四一三三頁、一九八三)により、五世紀初の成立と見ることとする。

(29) 注(27)前掲書、卷上第四a。

(30) 道藏、第七八二册、卷九第七b。

(31) 老君傳に於ける老子去周の時期については、楠山春樹博士「老君傳とその年代」(『老子傳説の研究』、一九七九) 参照。

(32) 注(28)前掲書、第一三a—b。

(33) 『後漢書』卷三〇下襄楷傳、『三國志』卷四六孫策傳裴注所引「江表傳」・「志林」参照。

(34) 大正藏五二、『弘明集』卷一所收、六頁a。

(35) ただ『神仙傳』卷一〇宮嵩傳に「太平經十部」と見えるが、この記載は元の趙道壹撰『歷世眞仙體道通鑑』(道藏、第一四二册、卷二〇第四b—第五a)に依據するものらしく、採ることはできない。現行本『神仙傳』の明代雜輯にかかることは、福井博士「神仙傳考」(『東洋思想の研究』、一九五五) 参照。

(36) 注(10) 前掲論文一〇一一五頁。

(37) II節の「昂君」に纏わる説話については、拙稿「六朝時代に於ける干吉傳の變遷」(『東方宗教』六五、一九八五) 参照。なお本稿は、論の展開上やむを得ず、同論文と一部重複する内容を含んでいる。

(38) 福井博士注(5) 前掲書二二四頁。吉岡博士注(10) 前掲書一〇四頁。

(39) 『道教重玄派表微』(『集刊東洋學』四二、一九八〇) 四〇頁。

(40) 『道藏源流考』(一九六三) 四七頁。

(41) 注(6) 前掲書。

(42) 注(8) 前掲書、卷二第一〇a—b。